

令和 7 年第 9 回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和 7 年 9 月 3 0 日（火） 午後 2 時 0 0 分 開会 午後 2 時 3 0 分 閉会			
開催場所	瑞浪市役所 4 階 全員協議会室			
議 長	大山 理晴 会長			
出席委員 （ 1 8 名）	委員	安 藤 良 一	勝 股 増 夫	
		土 屋 敏 子	遠 山 英 俊	
		加 納 富 雄	足 立 正 之	
		渡 邊 美 孝	大 山 理 晴	
		鈴 木 録 郎	成 瀬 良 美	
		奥 村 正 子		
	農地利用 最適化推 進委員 （欠員 1 名）	小 倉 清 弘	勝 股 重 雄	
		三 輪 徳 夫	渡 邊 俊 美	
		有 我 俊 春	板 橋 仁 晃	
		岩 嶋 貞 夫		
欠席委員 （ 4 名）		安 田 清 和	小 栗 智 幸	
		水 野 安 喜	小 川 伸 二	
事務局	局長	伊 東 範 明		
	局長補佐	有 賀 大 輔		
	事務職員	西 尾 友 宏		
	事務職員	井 田 文 香		
付議事項				
議第 1 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について			
議第 2 号	非農地証明申請について			
議第 3 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項 の規定による農用地利用集積等促進計画案について			
※付議の内容については別添のとおり				

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和7年第9回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員11名、推進委員7名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議 長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、安藤 良一委員と小倉 清弘委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

安藤 良一委員、説明をお願いします。

安藤委員

去る9月24日、渡邊 俊美委員、鈴木 録郎委員、有賀局長補佐、西尾事務職員、私の5名で現地確認をいたしました。

農地法第5条の規定による許可申請につきましては9件であります。

内容といたしましては、田が5筆、畑が5筆、合計面積が3,534.73㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

西尾

事務職員

それでは、議第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案集の4ページから22ページになります。

まずは7ページと8ページをご覧ください。

5条-38

(議案書の内容を説明)

申請地は小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

7ページと9ページをご覧ください。

5条-39

(議案書の内容を説明)

申請地は小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がない

ように対策が講じられますので、転用に對し問題ないものと考えます。

10ページと11ページをご覧ください。

5条－40

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で準工業地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に對し問題ないものと考えます。

12ページと13ページをご覧ください。

5条－41

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第2種中高層住居専用地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に對し問題ないものと考えます。

14ページと15ページをご覧ください。

5条－42

(議案書の内容を説明)

申請地は小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に對し問題ないものと考えます。

16ページと17ページをご覧ください。

5条－43

(議案書の内容を説明)

申請地は小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に對し問題ないものと考えます。

18ページと19ページをご覧ください。

5条－44

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で準工業地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に對し問題ないものと考えます。

20ページと21ページをご覧ください。

5条－45

(議案書の内容を説明)

申請地から概ね500m以内にJR釜戸駅と竜吟こども園がある第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられていますので、転用に對し問題ないものと考えます。

22ページをご覧ください。

5条－46

(議案書の内容を説明)

申請地から概ね500m以内にJR釜戸駅と竜吟こども園がある第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられていますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第1号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第1号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第1号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

次に、議第2号「非農地証明申請について」を議題といたします。

安藤 良一委員、説明をお願いします。

安藤委員

非農地証明申請につきましては、2件であります。

内容といたしましては、田が2筆、畑が3筆、合計面積8451.85㎡であります。詳細については、事務局より説明を求めます。

西尾

事務職員

それでは、議第2号「非農地証明申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の23ページから30ページになります。

議案集の23ページから26ページをご覧ください。

非農地－4

(議案書の内容を説明)

申請地は現地写真より山林原野となっていることが確認でき、非農地として扱うことが適当と考えます。

議案集の27ページから30ページをご覧ください。

非農地－5

(議案書の内容を説明)

申請地は現地写真より山林原野となっていることが確認でき、非農地として扱うことが適当と考えます。

以上、議第２号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第２号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 （質問・意見なし）

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第２号「非農地証明申請について」、申請のとおり証明をすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 （全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議第２号は、申請のとおり証明することに決定いたします。

次に、議第３号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

井田 それでは、議第３号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」、ご説明申し上げます。

（議案書の内容を説明）

農地の所在につきましては３１ページから３６ページをご確認ください。

以上、議第３号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第３号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 （質問・意見なし）

議 長 議第３号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 （全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議第３号は、計画のとおり承認することに決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員